

事務連絡
令和2年11月4日

各 { 都道府県
指定都市
中核市 } 民生主管部（局）担当者 殿

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

児童福祉施設等に設置している遊具等の安全管理の強化について

街区公園内において、公園施設及び管理に起因すると思われる事故が発生しましたので、以下のとおりお知らせします。

- ・ 令和2年9月12日（土）午後4時頃、街区公園内において、4歳男児が遊具より頭から転落し、露出している設置面のコンクリート部分で頭を強打し負傷した。（頭蓋骨骨折、右前腕・鎖骨骨折、全治不明）（国土交通省事務連絡 別添）

上記を踏まえ、別紙のとおり、国土交通省都市局公園緑地・景観課企画専門官から事務連絡「都市公園における安全確保について」が発出され、類似事故の再発防止に努めるよう、注意喚起が行われたところです。

児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保については、「児童福祉施設等に設置している遊具等の安全確保について」（平成20年8月29日雇児総発第0829002号、障発第0829001号）等により、遊具の安全確保・事故防止対策に努めていただいているところですが、各都道府県・指定都市・中核市民生主管課におかれては、日常の点検と不備があった場合の適切かつ速やかな対応について、より一層万全を期されるよう、管内の児童福祉施設等及び市区町村に対して指導方お願いいたします。

事務連絡
令和2年11月2日

各都道府県及び指定都市
都市公園管理担当課長 様

国土交通省 都市局
公園緑地・景観課 企画専門官

都市公園における安全確保について

令和2年9月12日（土）午後4時頃、街区公園内において、4歳男児が遊具より頭から転落し、露出している設置面のコンクリート部分で頭を強打し負傷する事故が発生したので、別添のとおりお知らせします。

「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）」の「4-1（3）遊具の配置及び設置面への配慮」（P24）において、「遊具は、硬い設置面には配置せず、必要に応じて設置面への落下に対する緩和措置についても検討する。」としています。

また、「4-3（2）発見された物的ハザードの適切な処理」（P56）において、「発見された物的ハザードについては、その程度に応じて遊具の使用中止、修繕などの応急措置を講ずるとともに、補修、改良、移設、更新、撤去などの本格的な措置の方針を迅速に定めて実施する。」としています。

上記を踏まえ、貴職におかれましては、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）」の内容を踏まえ、事故につながる危険性を予見し、安全対策に万全を期し、類似事故の防止に努めていただくようお願いいたします。

なお、この旨を貴管内市町村（指定都市を除く）に周知徹底されますようお願いいたします。

【事故の概要】

■発生日 令和2年9月12日（土）

■発生場所 人口約10万人未満の都市

■発生公園 街区公園

- 状況
- ・本事故は、4歳男児が保護者と鬼ごっこ中に、遊具の登り口から誤って頭から転落し、設置面のコンクリート部分で強打し負傷したもの。
(頭蓋骨骨折、右前腕・鎖骨骨折、全治不明)
 - ・点検業者の点検では、コンクリートの露出が報告されていたが、公園管理者は物的ハザードと認識せず、対応を行っていなかった。
 - ・事故発生後、当該遊具は使用禁止とした。

■事故関連写真



事故現場全景



コンクリートの露出状況

写真No.	規準一般規定 ⑩基礎の設計 基礎の露出がないこと	判定
16		否 2



点検状況